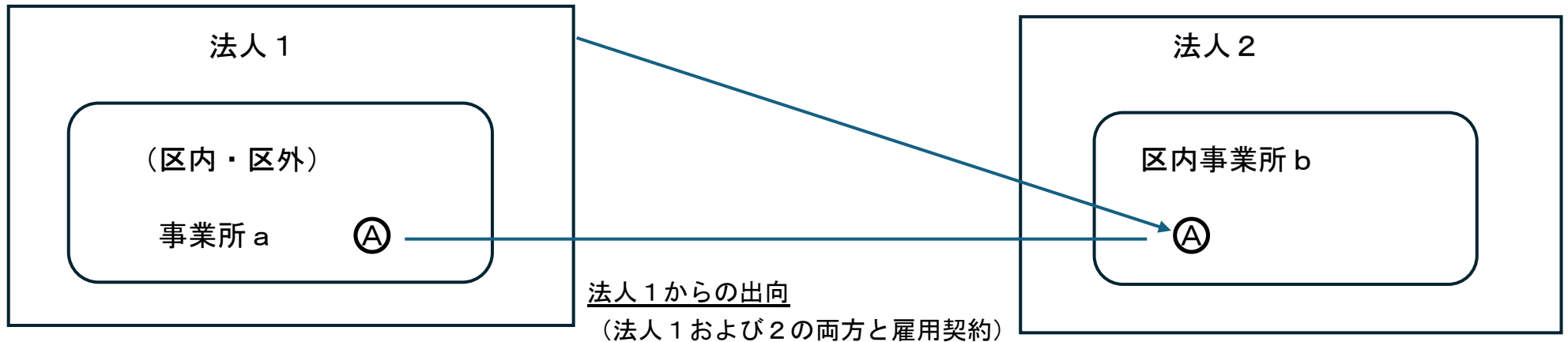


区内事業所への出向者に居住支援手当を支給した場合の申請

交付申請は、原則として、本事業の対象である区内事業所（事業所 b）へ出向した職員（A）に対して居住支援手当を支給する法人（※ただし、区内に対象事業所を運営していない場合〔ケース 2〕を除く）が行ってください。

1. 出向元の法人（法人 1）が手当を支給する場合（ケース 1）法人 1 から、本事業の対象である区内事業所の職員として申請してください。なお、実際の所属（例：本部付など）は問いません。
2. 出向先の法人（法人 2）が手当を支給する場合（ケース 3・4）法人 2 から、事業所 b の職員として申請してください。なお、給与の支給元が法人 1 か法人 2 かは問いません。



ケース	給与支払者	手当支給者	区内事業所の有無	可否	申請者
1	法人 1	法人 1	法人 1（区内事業所あり）	対象	法人 1
2	法人 1	法人 1	法人 1（区内事業所なし）	対象外	—
3	法人 1	法人 2	法人 1（出向先が区内事業所）	対象	法人 2
4	法人 2	法人 2	法人 1（出向先が区内事業所）	対象	法人 2